

羽幌町高齢者世帯等に対する

生活支援給付金の支給について

コロナ禍における原油価格や物価高騰の影響を受ける低所得の高齢者世帯及び障がい者世帯に対して1世帯当たり1万2千円を給付します。

対象世帯

令和4年6月1日時点で羽幌町に住民登録があり、世帯全員が令和4年度住民税非課税で①～②の両方に該当する世帯へ申請書を郵送します。

- ① 北海道子育て世帯生活支援臨時特別給付金の支給対象世帯でないこと
 - ② 世帯員に65歳以上の高齢者または障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳)を所持している方がいること
- ※ 令和4年6月1日以降に羽幌町から他の市区町村へ転出した世帯も申請書を郵送します
- ※ 支給対象世帯主が亡くなれば世帯が消滅した場合は、給付金を受け取ることができません
- ※ 令和4年1月1日時点で羽幌町に住民登録がない方は、住民登録のあった市区町村が発行する「令和4年度の住民税が非課税である証明(世帯全員分)」が必要となります
- ※ 世帯内に未申告の方がいる場合は、給付金を受け取ることができません(財務課税務係で住民税の申告を行う必要があります)
- ※ 添付書類は、申請書裏面の振込先金融機関口座確認書類欄に受取口座またはキャッシュカードの写しを添付して下さい(代理人が申請するときは、本人及び代理人の本人確認書類が必要となります)
本人確認書類の例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し

申請期限

令和4年12月30日(金)

注意事項

この給付金は所得税の課税対象となります。
一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象とはなりません。



詐欺にご注意!!



生活支援給付金を装った「特殊詐欺」や「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください。
羽幌町からATMの操作をお願いすることや給付のために手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

☎お問合せ 福祉課社会福祉係 ☎ 68-7004 (課直通)